

明治中期の淡路紡績関係史料（一）

—伊藤重義文書に見る地方紡績業—

酒 井 一

はじめに

兵庫県津名郡洲本町ノ内細工町五十四番屋敷（現・洲本市）に、明治二十八年（二八九五）六月二十二日から同三十二年（一八九九）十二月まで、淡路紡績株式会社という綿業企業があつた。もともと淡路国は近世期紀州とともに綿糸生産の地と知られ綿業の盛んなところであつたが、明治に入つて産業革命を迎えるなかで、第一次企業勃興期を過ぎた頃に、この小さな資本金四十万円、一万錘の紡績企業が誕生した。地元淡路の名望家有志を糾合し、島外から住友系企業につながる神戸在住の広瀬満正と堺の実業家柴田為助・その子喜蔵と為三郎の協力を得て実現したものである。八千株については、神戸・大阪・堺グループが主要な株主となり、これを地元の多数の小株

主が支える形をとつた。これを結びつけたのが、同社の記録を保存した伊藤重義である。

明治三十年前後の政治と経済は平坦なものではなかつたが、加えてこの二グループによる企業経営は複雑な内部事情を抱えていたようである。

地元淡路ではこの紡績の話はよく伝えられている。なによりも、明治三十二年末の解散後、翌年兵庫支店工場を軸に武藤山治によつて成長した鐘ヶ淵紡績に合併され、長く淡路の基幹産業としての歴史を刻んだからである。武藤の『私の身の上話』にもその間の事情が語られている。その名を伝えるカネボウも昭和四十六年（一九七二）の沖縄返還問題にともなう日米繊維協定の影響を受けて洲本から姿を消すことになつたが、淡路島に遺した役割は大きい。

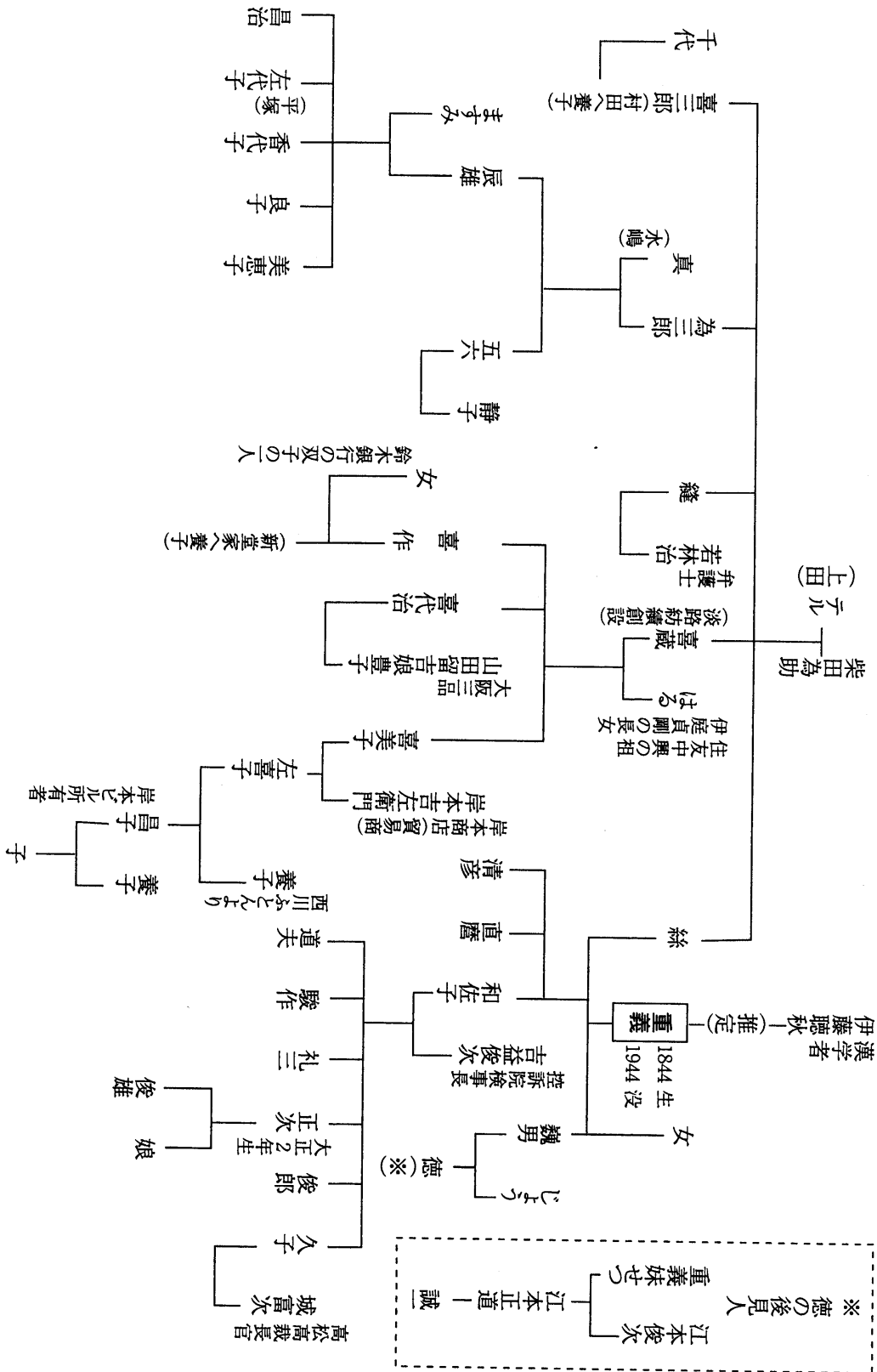
この「幻」の淡路紡績の史料が、創立に参加し、二代常務取締役社長を務めた伊藤重義によって大切に保存されていた。重義の事歴は、ここに紹介する友人藤井準一の文章に委しいが、もともと淡路の士族で、幕末維新期に郷里を離れて活躍し、明治前期には検察官を歴任した。かれの遺した史料群は、まとまりを欠くものの、それなりに整理された形跡があり、江馬修の『山の民』で知られる明治二年（一八六九）の飛騨梅村騒動の監察記録「飛騨騒動出張書類」、左院へ提出した建言書など、注目すべきものがある。この伊藤重義文書は、かれの妻の縁で淡路紡績ゆかりの堺の柴田家に渡って重義の孫娘伊藤徳が伝襲することになり、今は柴田為助の子で喜蔵（淡路紡績設立後間もなく死亡していた模様）の弟にあたる為三郎の孫娘の一人、平塚左代子氏の所有するところとなっている。別掲、平塚氏作製の伊藤重義関連系図を参照されたい。文書群の解説が目下平塚さんも参加する宝塚市内の古文書学習会で進められている。

本稿は、このうち淡路紡績関係について、私の責任で整理、解説したものである。この史料をもとに、紡績史を時代や人脈・地域像を入れて別稿にまとめたいと思う

が、当面経営・生産関係の分析には深入りせず、同社関係者が伊藤重義に送った生々しい書簡やかれの手で保有された史料の大半を紹介し、若干の解説を付した。

淡路紡績の歴史の文献としては、絹川太一『本邦綿絲紡績史』第七卷（日本綿業倶楽部、昭和十八年）の第二十章が唯一のまとまったものと言ってよい。同書には伊藤重義や同社の写真もある。今回紹介する史料は、経営の内実をよく物語るもので、地方紡績史研究に資するところ少なくないと思われる。

ここに、貴重な史料を提供、公表を許され、伊藤・柴田両家についての情報を教えられた平塚左代子氏、『新居浜市広瀬歴史記念館年報』第五号（平成十三年度）と著作『広瀬満正略伝』（平成十六年）を恵投された同館の久葉裕司氏、泉屋銀行について『修史室報』第三号を提供された住友史料館安国良一氏、淡路関係史料のコピーを準備された兵庫県文書課歴史資料係等の方々に厚く御礼申し上げます。参考文献として『御大典記念 淡路之誇』上・下（昭和七年）をよく活用した。その他は当面省略する。



伊藤重義 (1844~1944) 関連系図

(平塚左代子氏作製)

【史料紹介】

○ 史料は、墨書分については適宜読点を施し、判読の困難なものは□で示した。また、原則として常用漢字を使用した。配列は、年代順にし、年不詳分についても可能な限り推定して並べた。

1 年未詳 伊藤重義事績

阿州藩士族

淡路 伊藤重義

氏ハ弘化四未年五月七日ヲ以テ同国洲本ニ生ル幼名直八郎後チ全太郎ト改ム幼ニシテ有為ノ志ヲ抱キ藩儒玉井竹堂岡田鴨里奥井莊介等ヲ師トシ日夜勉強未成年ニシテ略ホ和漢ノ經史及ヒ百家ノ語ニ通ス且ツ劍槍ノ武技ヲ好ミ曾テ浅山流門人ニテ山田市蔵三沢益太郎其外数名ト共ニ千本試合ヲ相約シ千本ニ達スル者四人氏亦其一人ナリ会マ米艦来泊天下俄ニ騷然時ニ銷港開国勤王佐幕ノ論区々トシテ海内沸騰帰着スル所ヲ知ラス氏年甫メテ十七感憤蹶起衆ニ先チ尊王攘夷ノ大義ヲ唱ヘ星合八左衛門橋本興太郎野尻節助等ト志ヲ合セ大ニ藩論ヲ鼓舞ス氏ノ藩主蜂須賀公及ヒ執政ヘ勤王論又ハ藩政改革ノ上書建策セシモノ百數十通ノ多キニ及フ当時人呼テ正義家ト称ス氏ノ由

良守備兵ニ在ルヤ野尻節助ト共ニ総督織田角右衛門ヲ補佐シ総督亦大ニ信用ス戊辰正月会津桑名ノ兵伏見ニ於テ薩長ノ兵ト戦端ヲ開キ会桑敗レテ紀州和歌山ニ入込ミタル際紀州藩ハ佐幕論ニシテ会桑ノ敗兵ヲ保護スルノ説アリ且ツ多数ノ落武者薩長ノ追撃ヲ受ケ対岸ノ由良ニ渡ルモ難測トノ警報ニ接シ有志諸士総督ノ邸ニ相集リ会桑ノ兵渡来レハ打取ルノ評議ヲ決ス時ニ氏ハ坂尾力二郎ト共ニ総督ノ人撰ニヨリ物見トシテ（当時敵陣ノ探索ヲ物見ト云フ）和歌山ヘ急行ノ命アリ氏即夜大ナル鬻ゲヲ剃リ下ケ平民頭マトナリ商家ノ衣類ヲ借合セ姿ヲ商人風ニ変シ出船場ニ至ル漁夫舟小ニシテ風波甚ダ悪シ行リ事能ハスト言フ氏出船ヲ促シ曰ク寸時モ猶予スヘカラス漁夫再三拒ム氏叱シテ曰我死ヲ決シテ家ヲ出ツ舟覆ヘルモ可ナリ深夜風雨ヲ侵シテ紀淡海峡ヲ渡ル曉キ加田浦ニ着ス前夜剃下ゲタル頭部ダケ青色ヲ呈ス氏ハ同行ノ坂尾ト相見テ互ニ失笑シ曰ク此頭マニテハ敵一見シテ化ケ者タルヲ知ルヘシト海水ヲ灌キ日光ニ曝シタルモ其効無シ会マ其頃御蔭参リト唱ヘ手拭ニテ頬冠リヲナシ柄杓ト布袋ヲ携ヘ伊勢参宮スル者流行スルヲ以テ兩人ハ御蔭参リニ扮装シ敵情ノ探索ヲ遂ケタリ又其際薩州ノ藩士大山萬左衛門遠武秀次由良港ニ

来ル蓋シ其意会桑ノ落武者ニ対スル処置如何ヲ視察スルニ在リ氏ハ小須賀朝之丞ト共ニ総督ノ内旨ヲ受ケ兩人ノ旅寓ヲ訪ヒ藩主始メ一藩ノ方向ハ勤王一途ニ帰シ他意ナキコトヲ弁シ且ツ大ニ慷慨氣節ヲ吐ク両氏亦襟胸ヲ披キテ談スル事数刻ニシテ去ル氏ハ王政維新ノ際藩命ヲ受ケ京阪間ニ在テ諸藩ノ人士ト交リ奔走周旋大ニ尽ス所アリ明治元年秋九月車駕東京ニ行幸ノ時長阿二藩ヨリ沿道ノ監察附属トシテ数名ノ士ヲ徵ス氏亦井関金五郎ト共ニ其撰ニ加ハル後チ西京ニ在テ小監察ニ任ス同二年三月飛彈ノ国民知事梅村速水新政施行ノ苛酷ヲ憤リ高山城市ニ割拠シ国境ヲ鎖シ兵器ヲ弄シ勢ヒ日ニ猖獗一國挙テ呼応スル者萬千人氏時ニ鎮撫先発ノ大命ヲ受ケ日夜兼行到レハ則チ尾州藩田宮如雲及ヒ美濃藩兵ヲ率ヒテ国境ニ臨ミ朝旨ヲ待ツアリ氏ヲ迎ヘ兵ヲ以テ護セント乞フ氏曰ク使命ノ要旨ハ安撫ニ在リ苟モ護身ノ為メ兵ヲ携ヘテ彼ニ臨ム本意ニ非スト固ク辞シ単身以テ虎穴ニ進ム時ニ知事梅村速水京師ニ在ルヲ以テ愚民ハ氏ヲ疑ヒ知事ノ回シ者ナリト云フ（前ニ太政官ヨリ密ニ指向ケタル御用掛飯田某本多某ニ欺カレタリト憤怒シ彼レハ知事ノ回シモノナリト疑ヒ居ル折柄ナルカ故ナリ）多数ノ暴徒ハ刀槍ヲ携ヘ氏ニ迫ル氏懇諭嚴戒百方尽力而シテ鎮撫使ノ到着ニ先チ其功ヲ奏シタリ時ニ氏年二十一

爾後司法省ニ入り奉務ノ余暇法律学ヲ講究ス同十五年新法実施ニ際シ大阪上等裁判所検事長ノ代理トシテ四国並ニ大阪近地方ノ裁判所及ヒ警察署ヲ巡視ス夫ヨリ控訴院判事又ハ地方裁判所検事正等各処ニ歴任ス

同式拾六年病ニ罹リ官ヲ辞シ以テ居ヲ泉州堺ニトシ同浦ノ風光ニ伴ヒ静養ヲ事トス

氏ハ明治二十八年広瀬満正本山彦一広岡信五郎柴田喜造賀集寅二郎藤江章夫奥野小四郎佐野助作鈴木三郎ノ十名申合セ發起人ト為リ淡路紡績会社ヲ創立シ開業後取締役又ハ社長トシテ尽力数年其後一徳会長男爵高崎正風翁ノ依嘱ニ依リ堺市長齋藤研一ト申合セ堺支会ヲ設ケ會員千余名ヲ募集シ（齋藤ハ支会長氏ハ副長）教育勅語ノ御趣旨普及ニ付勞神費意シテ今日ニ至レリ

淡路 藤井準一

（活版印刷）

○ 淡路の旧友藤井準一が、伊藤重義（弘化四年～一八四四）昭和十九年～一九四四）について、明治三十年ごろに幕末維新から明治政府のもとで検察官として活躍したことを詳述。明治二十六年病氣のため官を辞して、泉州堺に住んだことに及んでいる。これは妻の絲が堺の柴田為助・テルの娘で

あつたため、それを頼って妻の実家近くに移り住んだ。そのうちに淡路紡績の計画がもち上がり、手腕を買われてこれに参画、あわせて堺・大阪で経済活動を展開していた柴田為助の子・喜蔵と為三郎もこれに加わることになった。

重義は、その後洲本の八幡神社の宮司を務め、昭和十九年伊藤重義の百歳を記念して、平沼騏一郎の筆による頌寿碑がゆかりの洲本八幡神社に建てられた。これには伊藤家の絶えることを憂いた重義の女婿吉益俊次（由良町出身、明治九年生、検察官、宮城控訴院検事長などを歴任して、最後は東京控訴院検事長）が尽力するところがあつた。検事総長を務めた元首相の平沼とは検察関係を通じてつながりがあつたのであろう。藤井準一は広田村の人。維新から活動、自由党に参加するなどの足跡を残した。

2 年未詳 創立相談メモ

創立二付相談

一 仮事務所ヲ設クル事

定額一ヶ月十五円以内

諸規則草案

創立手続

建築下夕調 技師打合

器械下調 技師打合

株主募集ノ事

創立費用出納原簿整理

「建築材料

石瓦煉瓦材木

創立常務委員

伊藤 広瀬

地所購入掛

担任 奥野 鈴木

右 相談人 賀集 藤江

職工伝習生予撰并ニ

諸準備取調ノ事

淡路ノ發起人 担当

○ 明治二十七年と推定される創立準備のメモ。

3 年未詳 淡路紡績起業目論見書

起業目論見書

第一 当会社ハ株式組織トス

第二 当会社ハ洋式器械ヲ以テ綿糸製造ノ業ヲ営ムヲ以テ目的トス

第三 当会社ノ社名ハ淡路紡績株式会社ト称シ兵庫県下

淡路国津名郡

番地ニ設置ス

第四 当会社ノ製造品ハ内外国ニ販売スルモノトス

第五 当会社ノ資本金ハ四拾萬円ニシテ之ヲ八千株二分

千壹株五拾円トス

第六 綿糸紡績製造場建築及ヒ其他ノ費用概算并ニ收支

左ノ如シ

一金四拾萬円

綿糸紡績製造設置ノ費用概算
総額

内 訳

金五萬〇三百四拾円

建設費及用地料

金三千円

創立費

金三拾萬四千九百九拾八円九拾九錢

器械費

金四萬千六百六拾壹円壹錢

運轉資金

營業上収支概算

収 入 総 額

一金七拾七万三千七百拾八円拾五錢

内金七拾六萬五千元

製糸九錢棚

棧棚ニ付金八拾五円替

内金八千七百拾八円拾五錢

落綿三万七千九百五貫目
拾貫ニ付弍円三拾錢替

支 出 総 額

一金六拾九萬五千五百三拾六円五拾錢

内金六拾弍萬壹千元

原 綿 代

内金弍萬八千八百円

職 工 賃 金

内金壹万七百〇四円

石 炭 代

内金弍千四百円

工場用油其他消費

内金壹万千六百拾円

役 員 給 料

内金壹千弍百円

筆紙墨薪炭諸費

内金壹万七千七百六拾六円九拾五錢

起業資二十ヶ年消却ス
ルモノトシテ一ヶ年分

内金弍千〇五拾五円五拾五錢

準 備 積 立 金

差引金七萬八千八百八拾壹円六拾五錢

純 益 金

但資本金四拾万円ニ対シ

年壹割九分五厘余

第七 發起人ノ氏名住所及ヒ發起人ニ於テ引受クベキ株

数八四千株トス

淡路紡績株式会社発起人

兵庫県神戸市山本通四丁目六拾貳番邸

広瀬 満正

大阪市西区土佐堀一丁目一番邸

広岡 信五郎

全 東区平野町一丁目廿番邸

本山 彦一

全 東区北浜一丁目九十一番邸

柴田 喜蔵

大阪府堺市少林寺町西三丁目四十一番地

伊藤 重義

兵庫県淡路国三原郡広田村九十三番邸

藤江 章夫

全 津名郡物部村貳百九十六番邸

佐野 助作

全 津名郡仁井村十九番邸

鈴木 三郎

全 津名郡洲本町ノ内外通町百六十五番邸

奥野 小四郎

全 三原郡賀集村九百六十八番邸

賀集寅次郎

(活版印刷)

○ 十名の発起人による起業目論見書で、明治二十七年のも
のと推定される。資本金四十万円、八千株、一株五十円。
まだ淡路国津名郡のうちどこかはブランクになっている。
発起人について概説しておく。広瀬満正は、住友合資会
社の初代総理事を務めた広瀬宰平(満忠)の長男、妻・米
は、宰平の実姉・田鶴の娘、その兄弟に住友二代総理事に
なる伊庭貞剛がいる。宰平の妻・町は淡路屋三右衛門の娘
で、淡路とつながりのある家か。満正は、住友に務めたあ
と、京阪神や愛媛県下で実業家として活躍。地元資本を支
える形で満正に声がかけられたのであろう。神戸に在住し
て淡路紡績の初代社長に就任。広岡信五郎は、大阪両替商
加島屋の流れをくみ、宗家八代久右衛門の次男。加島銀行
頭取・尼崎紡績社長などを務め、大同生命にも関係した。
本山彦一は、熊本県出身、福沢諭吉の薫陶を受け、明治七
年租税寮出仕、兵庫県勸業学務課長・神戸師範学校長・模
範中学校校長兼務、退職後大阪新報・時事新報の編集に従事。
明治十九年大阪の藤田組に入り、支配人となる。久原庄三
郎(藤田伝三郎の次兄)の女婿。のち明治三十六年大阪毎日
新聞社長。柴田為助は、堺・大阪で実業家として活躍、西
南戦争で産を成したという。為助が大阪東区北浜一丁目

住んでいた時の帳簿がいくつか残っている。石材や建築・家主の記録があり、帳簿は企業用の箋を裏返して活用。これをみると江戸堀学務委員、日本綿花株式会社、小西銀行、大阪第十三国立銀行、大阪明治銀行、大阪盛業株式会社のもの、かれの経済活動を伺わせるものがある。その子に絲・喜藏・縫・為三郎・喜三郎がいる。喜藏は淡路紡績の創設にかかわった。住所は堺市大浜通二丁目である。妻・はるは伊庭貞剛の長女。絲の夫が伊藤重義である。柴田と伊藤が名をつらねているのは、この縁戚による。淡路紡績関係文書が重義の手で遺され、孫娘の伊藤徳に伝えられた。百歳を超えて存命中だが、徳が家財類を二五〇三〇年ほど前から神戸市垂水にある柴田家の借家の一部に預けていた経緯から、この史料が平塚（旧姓柴田）左代子さんの所蔵となっている。

以上、五名が淡路以外からの発起人であるが、他の五名はいずれも淡路の名望家たちである。藤江章夫は、広田村の出身、三原郡長を務めた後、淡路紡績取締役。大阪南区綿屋町にも住み大阪アルカリ社長、その他汽船、水力発電、鉄道業に関係した。佐野助作は、物部村の人。阿波藩組頭庄屋の家柄、民権運動にかかわり第一回衆議院議員選挙に自由党から出馬当選、以後三期議員を務めた。淡路紡績の監査役に就任。洲本町長在職中病没。「淡路の西郷はん」の称。鈴木三郎は、仁井村の人、津名郡長で三原郡長を兼任。発起人中最も高齢の天保三年（一八三二）生まれ。地域

開発に尽力し「土木郡長」の名で呼ばれた。奥野小四郎は、洲本町の人、県会議員を務める。のち北海道に移住し、帯広町長にも就任。衆議院議員として第二回の補選と第八回総選挙で当選。立憲政友会に属した。賀集寅次郎は、福井村の人、三原郡長から収税長まで昇任、退官後淡路紡績の創立、運営にかかわった。福良町長にも就任。

4 明治二十七年四月九日付 藤本文策書簡

大和国月ヶ瀬騎霍樓ニテ
伊藤重義殿 (消印2)
為改親展 (消印1)
式錢
切手

(消印1) 「東京・三田・廿七年四月九日へ便」
(消印2) 「大和・中峯山・廿七年四月十二日イ便」

東京芝三田綱町
藤本文策
(消印)

(消印) 「和泉・堺・廿七年四月十五日ホ便」

(付箋)

「名前之御方拙宿ニ御滞在無之候間、大阪府堺市少林寺町

西三丁目四拾壹番地伊藤重義様内へ御回通可被下候也

大和月瀬カドヤ事

四月十二日

騎鶴樓印

本月五日附之尊書拝見仕候、誠ニ久々御無音申上候段御高宥可被下候、今般御来示之趣拝承、紡績株式御新設之由、先日定款御郵送ニ相成候得とも、野生久々徳島へ罷出、長留主中ニ堀江へ御書通被申候事を此頃承候次第、未夕伺之順序ニ至兼居候得ハ、今日之御書面ニ対シ至急御何分之御答可申上候、乍併近来会社へ御加入之事ハ総而御断ニ相成居候間、御発起之会社へも同様之訳ニハ無之哉と存し、御来示之通望多之場ニて候ハ、無御遠慮他ニ而御募集相成候方、御起業之御抄取と奉存候、先ハ右之段現況迄得貴意候、草々謹言

藤本文策

伊藤重義様

侍史

○ 藤本文策は、もと徳島藩医で、蜂須賀家の財産管理人を務めた。伊藤は旧知の藤本に淡路紡績の定款を送るなどして協力を求めたが、体よく断わられた。藤本はこの手紙の

後七ヶ月ほどで死亡。徳島市の瑞巖寺に葬られた。住所の東京・芝区の「三田綱町」は蜂須賀邸の所在地。

5 明治二十七年七月 淡路紡績株式会社創立主意書・

仮定款

淡路紡績株式創立主意書

吾儕今此ニ淡路紡績株式会社ヲ創立スルニ方リ聊カ其主意ヲ表白シテ同志諸君ノ賛成ヲ仰カントス

凡ソ製造事業ヲ計画スルモノ、第一ニ着眼スヘキハ其製品需要供給ノ程度ニ在リ而シテ紡績事業ノ如キハ此点ニ於テ前途最モ多望ナルモノト謂フヘシ蓋シ我国古来ノ習俗トシテ衣服其他ノ雑具ニ多ク綿布ヲ用ユルカ故ニ綿糸ノ需要ハ民生ノ繁殖ト与ニ増加シ内国ノ製産其需要ヲ充タス能ハスシテ之ヲ外国ノ製産ニ仰キ輸入ノ高終ニ非常ノ数量ヲ現ハスニ至リタルハ世人ノ熟知スル所ナリ此ニ於テ平有志我国ニ紡績事業ヲ興スノ利ヲ認メ数年来各地其計画ヲナスモノ続出シテ大ニ外品ヲ防遏シ得タルカ如キモ尚ホ内国需要ノ余地綽々トシテ存スルハ統計ニ照シテ明カナリ吾儕之ヲ精査者ノ算出ニ徴スルニ我國民ノ一人ガ綿糸ニ対スル一年ノ平均需要ハ実ニ四百目ニ上リ即

千四千萬ノ国民ガ一年ニ需要スル総高ハ之ヲ斤数トシテ
実ニ一億三千三百三十余萬斤トス而シテ目下全国紡績ノ
総鍾数ハ凡三十六萬其産出高一鍾一日ノ平均八十目トシ
テ一年就業三百日間ノ総産出七千二百萬斤ニ過キス而シ
テ目下新設増鍾等ノ計画アリト云ヘルモノハ未ダ確定セ
サルヲ以テ即チ需用ノ殆ド一半ハ之ヲ他ニ仰ガザルヲ得
ザル割合ナリ況ンヤ綿布ノ需要ハ一定ノ率ヲ以テ進ムヘ
キ者ニアラス生活ノ進歩人事ノ煩雜ニ從ツテ意想外ノ多
量ヲ要スル事明カナルニ於テオヤ且ツ航海貿易ノ進歩ハ
次第二内外品ノ需給ヲ互通シ通商諸港ニ於テ我国生産ノ
販路ヲ拡張スル事尠カラス特ニ綿布ノ需用最モ多キ支那
内地ニ我国製産ノ販路ヲ開クハ決シテ難事ニアラス現ニ
試売ヲ彼地ニ試ミテ十分ノ望ミアリト云フニアラスヤ夫
レ内国ノ需用ニ応スルニ於テ已ニ十分ノ余地アリ余力ア
ラハ即チ以テ外国市場ニ輸スヘシ紡績業ノ前途誠ニ多望
ニアラスヤ

需要供給ノ程度ニ亞テ製造事業上ノ利否ヲ分ツモノハ其
製品ノ価格ヲ左右スヘキ製造元資及運輸費ノ多寡ニ在リ
トス而シテ製造地ノ適否ハ此二点ニ与ツテ力アルモノナ
リ製造元資ノ中其原料ノ価格ハ全国ヲ通シテ左マテノ差

違ナシトスルモ石炭ノ価格職工ノ賃金等ニ至リテハ各地
大ニ高低アリ殊ニ其地方人ノ旧慣トシテ当業ノ因襲アル
ト否トハ其製品ノ精粗費用ノ多寡ニ於テ大ニ關係ヲ有ス
ルコトマタ言ヲ待タス今我儕力紡績会社ヲ起スニ当リ特
ニ地ヲ淡路ニ選ミタル所以ノモノハ即チ此ニ在リ

淡路ノ地ハ古來紡績手引糸ノ事業盛ニシテ婦女子農間ノ
余力ヲ以テ之ヲ製出シ大阪其他ニ輸出スル高実ニ四十萬
円ノ多額ニ上リタルナリ近時紡績糸ノ製造各地ニ起リテ
ヨリ手引糸ハ為メニ圧倒セラレ頓ニ製出ヲ減シタリト雖
トモ古來当業ノ熟練アルヲ以テ今其失職者ヲ利用シテ器
械紡績ニ従事セシムルトキハ其慣熟自カラ容易ニシテ而
シテ賃金甚ダ低廉ナリ且ツ目下淡路嶋民ニシテ大阪及其
附近ノ地ニ出稼セル労働者ハ数千ヲ以テ算フヘク就中紡
績職工タルモノ亦無慮千有余人ノ多キニ及ブト云フ今其
幾分ヲ生活費低廉ナル郷里ニ誘帰スルモ又タ低廉ニシテ
得多キノ一法ナラン乎要スルニ職工ノ賃金最モ低廉ニシ
テ而カモ事業ニ慣練アルノ一事ハ復タ掩フ可カラサルナ
リ而シテ石炭ノ価格原料及製品ノ運輸費ハ如何ト云フニ
目下淡撰ノ間ニハ大阪商船会社ノ定期航海ヲ開キテ毎日
二回往復スルアル其運送費ノ如キハ甚ダ些少ナルヲ以テ

其便利ハ寧ロ大阪最近ノ泉州尼ヶ崎平野諸紡績会社等ニ勝ルモノアリテ殆ド大阪湾内ニ在ル製造所ト擇ブ所ナシト云モ可ナリ之ニ反シテ其地価ヲ問ヘハ都鄙因ト同日ノ論ニアラス大ニ建築ノ費用ヲ節省スルヲ得ルハ故ラニ喋々ヲ要セサルヘシ

会社ニ属スルノ利益ハ概子此クノ如シ而シテ此事業ヲ起スカ為メニ淡路島民ノ衆多ガ蒙ムルヘキノ利益又少カラス夫レ淡国ハ環海ノ一孤島周辺三十六方里余ニ過キスシテ人口二十萬ニ上リ地狭ク人多クシテ遺利將サニ尽キントス此時ニ当リテ夫ノ古慣ヲ転用スヘキノ紡績事業ヲ起サハ島民享クル所ノ利益決シテ少カラサルナリ一ハ以テ一身一家ノ富殖ヲ計リ一ハ以テ一國多衆ノ富実ヲ計ル即チ一挙兩得ニアラスヤ是レ吾儕ノ奮ツテ此事業ヲ創始セント欲スル所以ナリ前掲ノ主意ニ依リ吾儕ハ仮リニ該社定款ヲ製シテ之ヲ左ニ掲ク有志ノ諸君請フ続々賛成シテ速力ニ此ノ事業ヲ成サン事ヲ其設計ノ如キハ詳ニ予算書ニ在リ

第二章 株式

第三章 株金払込

第四章 取締役及監査役

第五章 株主總會

第六章 計算

第七章 印章

第八章 任意解散

第九章 定款ノ變更

淡路紡績株式会社仮定款

第一章 總則

第一条 当会社ハ株式組織ヲ以テ成立ス

第二条 当会社ハ淡路紡績株式会社ト称ス

第三条 当会社ハ兵庫県淡路国津名郡洲本町ニ設置ス

但製品売捌ノ為メ便宜ノ地ニ販売店又ハ出張所ヲ設

クル事アルヘシ

第四条 当会社ノ目的ハ洋式器械ヲ以テ綿絲ヲ製シ販売

スルヲ本務トシ将来社業ノ進歩ニ從ヒ織布工場ヲ設ケ

兼業スル事アル可シ

第五条 当会社ノ資本金ハ四拾萬円ニシテ之ヲ八千株ニ

分チ壹株ヲ五拾円ト定ム

目次

第一章 總則

第六条 当会社ノ營業期限ハ設立免許ノ日ヨリ三拾ケ年トス期限満了ノ際株主ノ總會決議ヲ以テ營業ヲ繼續スル事ヲ得

第二章 株式

第七条 当会社ノ株券ハ一株券五株券拾株券ノ三種トス但五株拾株券ハ株主ノ希望ニ依リ老株券トナス事ヲ得

第八条 当会社ノ株券ニハ前条三種共其金額發行ノ年月日番号社名社印社長取締役氏名印及ヒ株主ノ氏名并ニ株主ノ注意スヘキ要件ヲ記載ス

第九条 株金金額払込以前ニ於テハ会社ハ仮株券ヲ發行シ金額完納ノ後ニ至リ始テ本株券ヲ發行スヘシ

第十条 当会社ハ株主名簿ヲ作り之ニ各株主ノ氏名住所各株主所有ノ株式数及ヒ株券ノ番号各株式ニ付キ払込ミタル金額各株式ノ取得及ヒ讓渡ノ年月日其他株式ニ關スル一切ノ要件ヲ記載ス

第十一条 株式ヲ売買讓与シ又ハ姓名ヲ変更シタルトキハ株券ト共ニ記名ノ書換請求書ヲ当社ヘ差出シ株主名簿及ヒ株券記名ノ書換ヲ請フヘシ

但所有者死亡又ハ失踪シ其相続人ヨリ記名書換ヲ求

ムル場合ニ於テハ親族又ハ二名以上ノ証人ヲ要ス

第十二条 株券ヲ紛失又ハ毀損汚穢シタルトキハ其事由ヲ明記シ二名以上ノ証人連署セル請求書ヲ差出シ新券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得ヘシ

但シ紛失セシ場合ニハ会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間新聞紙ニ広告シ三十日ヲ経テ発見セサルトキハ新株券ヲ交付ス

第十三条 株主ノ破産家資分散又ハ法律ノ作用ニ因リ其株式ノ所有權ヲ得タル者其事實ヲ証明スレハ株主トシテ之ヲ登記スベシ

第十四条 株式ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニアラサレバ会社ニ對シテ其効ナシトス

第十五条 第七条但書ノ場合ト第十二条ハ請求者ヨリ手数料トシテ株券一通ニ付金式拾錢ヲ徴収スヘシ

第十六条 株式ヲ売買讓渡セント欲スルトキ其株券ノ裏面ニ売買讓渡受渡人記名捺印シ之ニ会社所定ノ様式証書ヲ添へ会社ニ差出シ登記ヲ請フベシ会社ハ之ヲ株主名簿ニ登記シ取締役其株券ニ記名捺印シテ株式ノ移轉ヲ証ス可シ此登記料トシテ株券一通ニ付金五錢ヲ請求者ヨリ徴収スベシ

第十七条 株主実印ヲ改メ又ハ住所姓名ヲ変更スルトキハ必ス会社ニ届出ベシ

第十八条 当会社ハ株主名簿及ヒ計算閉鎖ノ為メ広告ヲナシテ毎年通常總會前三十日以内株式名義書換ヲ停止ス

第十九条 当会社ハ株主ノ払込タル株金全部又ハ一分ノ^(部)払戻ヲ請求スル者アルモ会社解散前ニ於テハ一切之ニ応セザルベシ

第二十条 当会社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質物ニ取ル事ヲ得ス

第三章 株金払込

第廿一条 当会社ノ資本金四拾萬圓ニ対スル払込期限ハ第壹回分金拾萬圓ヲ設立免許ヲ得タル日ヨリ六ヶ月以内ニ払込マシメ残參拾萬圓ハ明治廿九年十二月迄ニ払込ヲナサシム又払込期日ハ其都度当会社ヨリ少クモ廿日以前ニ各株主ニ通知スヘシ

第廿二条 前条払込期日ヲ怠リタル株主ハ其払込ミ金額ニ対シ元金百圓ニ付一日四錢ノ遅延利息及ヒ遅延ノ為メ生シタル費用ヲ支払フヘシ

第廿三条 株主払込ヲ怠リタルトキハ直ニ当会社ヨリ少

クトモ十四日ノ期間ニ於テ払込ムヘキ催告ヲナスベシ此催告ヲ受ケ仍ホ払込ミヲナサバルトキハ更ニ其株式ヲ公売ニ附スル旨ヲ通知シ之ヲ公売シ其代金ヲ以テ払込金額遅延利息及ヒ其費用ヲ引去リ剩余アルトキハ之ヲ還附シ不足スルトキハ尚ホ之ヲ償フノ義務アリトス

第四章 取締役及ヒ監査役

第廿四条 当会社ハ通常總會ニ於テ五拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ取締役七名監査役三名ヲ選舉スベシ

第廿五条 取締役任期ハ三ヶ年トシ監査役ノ任期ハ二ヶ年トス

但任期满了ノ後再選セラル、事ヲ得

第廿六条 取締役又ハ監査役在職中不時ノ欠員アルトキハ臨時總會ヲ開キ其欠員ヲ選舉スベシ

但法定ノ人員ニ欠クル事ナク且事務ニ差支ナキトキハ次会改撰期迄延ス事ヲ得

第廿七条 取締役ハ其所有ノ株式五拾株ヲ会社ニ預ケ在職中ハ之ヲ引出スコトヲ得ス

第廿八条 取締役ハ会社一切ノ業務ヲ總括シ之ヲ施行スルノ權ヲ有ス然レトモ法律命令定款及總會ノ決議ヲ遵守スルヲ要ス

第廿九条 取締役ニ於テ処理シタル事項ハ総テ連帶ノ責ニ任ス

第卅条 取締役ハ同僚中ノ壹名ヲ選テ社長ト為スベシ

第卅一条 取締役ハ前条社長ノ外ニ同僚中ノ一名ヲ選テ専務取締役ト為スベシ

第卅二条 社長ハ取締役会議長トナリ両説相半スルトキハ其可否ヲ決スルコトヲ得

第卅三条 監査役ハ取締役ノ業務施行ガ法律命令定款及總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヲ監視スベシ

第卅四条 監査役ハ計算書財産目録貸借対照表事業報告書利足又ハ配当金ノ分配案ヲ検査スベシ

第卅五条 取締役及監査役ノ報酬ハ左ノ範圍ニ抛リ事務ノ繁閑ニ随ヒ取締役會議ニ於テ監査役ノ意見ヲ聴キ決定スベシ

取締役 月 俸 拾円ヨリ六拾円迄

監査役 年 俸 百円ヨリ貳百円迄

第五章 株主總會

第卅六条 株主總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第卅七条 通常總會ハ毎年一月及ヒ七月ニ招集シ臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムル時又ハ総株

金五分ノ一以上ニ当ル株主ノ請求アリタルトキ招集ス

第卅八条 總會テ招集スルニハ時日場所會議ノ目的及事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ会日ヨリ少ナクモ七日以前ニ各株主ヘ通知スル事ヲ要ス

但急速ヲ要シ止ヲ得サル場合ハ本条ノ期間ヲ短縮スルコトアルベシ

第三十九条 株主ヨリ臨時總會ノ召集ヲ請求スルトキハ總會ヲ召集スル目的ヲ明記シテ会社ニ差出スベシ

第四拾条 取締役ニ於テ株主ヨリ臨時總會ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ臨時總會召集ノ手續ヲ為サ、ルトキハ監査役之ヲ召集スルヲ要ス

第四拾一条 總會ニ於テハ総株金ノ少ナクトモ四分ノ一ヲ有スル株主ノ出席ヲ要ス

但定款変更及任意解散ニ付テノ決議ヲナスハ商法第二百三条ノ規定ニヨル

第四拾二条 總會ニ於テ出席株主定数ニ滿タサレバ仮リ

ニ決議ヲ為シ再ヒ總會ヲ召集スベシ其通知ニハ第一總會ノ決議ヲ明記シ且ツ第二ノ總會ニ於テ出席株主決議權ノ多数ヲ以テ第一總會ノ決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト為スベキ旨ヲ明告スベシ

第四拾三条 総会ノ議長ハ社長之ニ任スベシ若社長出席

セザルトキハ取締役代テ議長トナルベシ若シ又取締役

出席セサレバ株主中ノ一名ヲ推シテ議長ト為スベシ

第四拾四条 株主総会ノ決議ハ出席株主議決権ノ過半数

ニ依ル若シ可否同数ナルトキハ議長ハ自己議決権ノ外

決票ヲナスコトヲ得

第四拾五条 株主総会ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ

登載シ取締役署名捺印ノ上之ヲ保存スベシ

第四拾六条 株主ハ総会ニ於テ其所有株式拾株迄ハ每一

株ニ壹個ノ議決権ヲ有シ拾一株以上ハ毎式株ニ壹個ヲ

増加スベシ

第四拾七条 株主未成年ナルカ若クハ瘋癲白痴ナレバ後

見人又ハ其他ノ正当ナル代理人之ニ代テ出席スル事ヲ

得

第四拾八条 株主自ラ総会ニ出席スルコト能ハサルトキ

ハ委任状ヲ以テ株主中へ代理セシムル事ヲ得

第六章 計 算

第四十九条 当会社ノ計算期ヲ二季ニ分チ一月ヨリ六月

三十日迄ヲ上半季トシ七月一日ヨリ十二月三十一日迄

ヲ下半季トス

第五拾条 計算期間ニ収入シタル総金額ノ内ヨリ一切ノ

経費損失及諸償却金ヲ引去リ残額ヲ純益金トス

第五拾一条 純益金ハ通常総会ノ決議ニヨリ左ノ範囲内

ニ於テ積立金及ヒ役員賞与金ヲ引去リ残余ヲ以テ株主

ノ配当金ニ充ツベシ

一 利益金百分ノ五ヨリ十五迄 資金消却積立金

一 全百分ノ五以上十五迄 準備積立金

一 全百分ノ十 役員賞与金

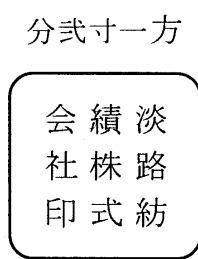
一 全 若干円 株主配当金

但計算ノ都合ニ依リ利益金ノ内幾分ヲ次ノ計算

期ニ繰越スコトヲ得

第七章 印 章

第五拾二条 当会社ノ印章ハ左ノ如シ



第五拾三条 官庁ニ宛タル文書又ハ報告手形及ヒ当会社

カ権利ヲ得義務ヲ負フ可キ重要ノ書類ニハ当会社ノ社

名社印ヲ用ヒ社長若クハ取締役之レニ署名捺印ス可シ

第八章 任意解散

第五拾四条 営業期間内ト雖トモ總會ノ決議ヲ以テ任意解散スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ二名以上ノ清算人ヲ選舉シ一切事務ヲ処弁セシムヘシ

第九章 定款ノ変更

第五拾五条 此ノ定款ノ箇条ハ總會ノ決議ヲ經テ更正加除スル事ヲ得

明治廿七年四月

淡路紡績株式会社發起人

連 名

(印刷大阪龍雲舎)

○ 本稿、次号に続く。

(三重大学名誉教授)